

2 本市の上位・関連計画

2.1 上位・関連計画の把握及び整理

大分市総合計画や大分市都市計画マスタープランをはじめ、大分市観光戦略プラン、大分市農林水産業振興基本計画、大分市景観計画など、基本構想や魅力創造拠点の整備を検討するうえでの前提とすべき上位計画や関連計画等を整理した。

▼ 上位・関連計画等一覧

上位・関連計画	計画期間／策定年月	所管課
(1) 大分市総合計画	○基本構想 平成 28 (2016) 年度～平成 36 (2024) 年度 ○基本計画 平成 28 (2016) 年度～平成 31 (2019) 年度	企画課
(2) 大分市都市計画マスタープラン	平成 22 (2010) 年～平成 42 (2030) 年	都市計画課
(3) 大分市観光戦略プラン	平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度	観光課
(4) 大分市農林水産業振興基本計画	平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度	農政課
(5) 大分市景観計画	平成 19 (2006) 年 3 月策定 (公告) 平成 22 (2010) 年 4 月改正	まちなみ企画課
(6) 大分市地域公共交通網形成計画	平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度	都市交通対策課

▼ 上位・関連計画総括

上位・関連計画	策定年月	本地区の位置づけ
(1)大分市総合計画	H28.6	<p>【めざすまちの姿(都市像)】:笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市</p> <p>【基本的な政策】: 1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり(市民福祉の向上) 2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐむまちづくり(教育・文化の振興) 3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり(防災安全の確保) 4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり(産業の振興) 5 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり(都市基盤の形成) 6 自然と共生する潤い豊かなまちづくり(環境の保全)</p>
(2)大分市都市計画マスタープラン(大分地区地区別構想見直し版)	H23.3(H28.7)	<p>【西部海岸地区の将来都市構造】</p> <p>■湾岸交流拠点の形成 :本市の海の玄関口として交通結節機能の強化が進んでいることから、交通拠点の形成を図ります。ウォーターフロントを核として、周辺の魅力施設と連携し、「湾岸交流拠点」としてにぎわい空間を創出します。</p> <p>■湾岸レジャーゾーンの形成:観光資源や海浜を利用したレクリエーションの場を提供することにより市民が海と接し、憩える空間を創出します。</p> <p>■既存集落ゾーン :田ノ浦、下白木地区は、市街化調整区域であることから、地域コミュニティの維持を図るとともに、自然環境と調和した空間の保全に努めます。</p> <p>【まちづくりの方針】</p> <p>①大分港西大分地区 :大分港西大分地区においては、かんたん海気浴(海の気を浴び人間力の回復)をコンセプトとして、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化と歴史と文化を大切に調和の取れた景観形成に引き続き取り組み、交通結節機能が充実し、景観に配慮した交流拠点の形成を進めます。</p> <p>②田ノ浦海岸地区 :市街地に近い海水浴場を有する田ノ浦海岸地区は、海浜レクリエーション拠点としての整備・活用を図ります。</p> <p>③高崎山地区 :高崎山地区は、集客性が高い観光施設が集積しており、観光資源を活かした学習・体験・観光の拠点として形成を図ります。</p> <p>④田ノ浦・下白木地区 :人口減少の著しい田ノ浦や下白木地区では地域コミュニティの維持、形成を図るため、都市計画制度を活用し、集落環境の充実を図ります。</p> <div data-bbox="2249 352 2783 724" style="float: right;"> <p>■西部海岸地区のまちづくり方針図</p> </div>
(3)大分市観光戦略プラン	H29.3	<p>【これからの観光戦略】</p> <p>■7つの基本方針と基本施策</p> <p>○基本方針1「地域資源を活用した観光振興の推進」 基本施策(1)高崎山エリアの魅力を活かす ①高崎山エリアの魅力向上 ②西大分エリアの魅力向上と他の観光地との連携</p> <p>■重点戦略(リーディングプロジェクト)</p> <p>○高崎山を中心とした西大分エリアへのさらなる誘客と市内全域への周遊を促進します！ ~西大分エリア魅力創造推進プロジェクト~</p> <p>○同エリアの観光資源を見直し、インバウンド対策も含めた受入態勢及び二次交通の充実、観光客の滞在時間を延ばすための手法等を検討し、誘客促進に取り組むとともに、同エリアに呼び込んだ観光客を市内中心部及び市内各地の観光スポットへ周遊させる仕組みづくりを行います。</p> <div data-bbox="2122 762 2775 1102" style="float: right;"> <p>■推進のイメージ</p> <p>西大分エリアの魅力向上とエリア内の連携</p> </div>
(4)大分市農林水産業振興基本計画	H28.12	<p>【計画の目標像】:将来に夢と希望があふれ、持続力ある農林水産業の創造</p> <p>【基本方針】: 1 将来の農林水産業を支える人づくり 2 信頼され魅力あふれるものづくり(重点推進項目:農林水産物の6次産業化・ブランド化、地産地消の取組強化) 3 特性を生かした活力ある地域づくり</p>
(5)大分市景観計画/景観形成ガイドライン	H18.9/H19.4	<p>【景観形成の目標】</p> <p>1. 良好な自然景観の保全 2. 景観骨格・景観ネットワークの構築 3. 自然景観と調和した風格あるまちなみづくり</p> <p>【景観形成の方針】</p> <p>○自然景観の保全 ○眺望景観の確保 ○沿道及び鉄道沿線等の景観の保全・形成 ○本市のシンボルとなる景観づくり ○身近な景観の保全・形成</p> <p>【リーディングプロジェクト(重点地区)の取り組み】</p> <p>西大分港周辺地区:西大分ウォーターフロントを核として、後背の西大分丘陵や別大海岸の魅力施設と連携し、魅力的なにぎわい拠点の形成を図る。</p> <div data-bbox="1944 1203 2775 1486" style="float: right;"> </div>
(6)大分市地域公共交通網形成計画	H29.4	<p>【地域公共交通の基本方針】</p> <p>(1)利用者のニーズに合った効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築 ・自動運転などの新しい交通システム導入の必要性について検討を行います。</p> <p>(2)風格とにぎわいのある都市拠点と地域の特性を生かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を支える公共交通ネットワークの構築</p> <p>(3)すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できる公共交通の維持・活性化</p> <p>(4)だれもが分かりやすく利用しやすい公共交通の環境整備</p> <p>(5)来訪者や外国人旅行者に対する公共交通の受入環境整備の推進 ・観光需要の拡大に繋がるような、新駅設置の可能性を含めた新しい交通結節機能について検討します。</p> <div data-bbox="2249 1503 2775 1812" style="float: right;"> <p>■本市の地域公共交通のあるべき姿</p> </div>

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| ◎観光資源を中心とした観光・賑わいの促進 | ◎水辺空間を中心としたレクリエーション・憩いの場を形成 | ◎文化や自然と調和のとれた景観の形成 |
| ◎交通結節機能の強化や観光資源の連携による市内全域への周遊の促進 | ◎農林水産物などの地域資源を活かした活力ある地域づくり | |

(1) 大分市総合計画

【計画期間】 基本構想：平成 28（2016）年度～平成 36（2024）年度
基本計画：平成 28（2016）年度～平成 31（2019）年度

【所管課】 企画課

【未来へのキーワード】

「はぐくむ」～市民一人ひとりの夢が実現できるまち～ 「つくる」～個性と魅力あふれる創造性豊かなまち～
「つながる」～安全・安心な暮らしを実感できるまち～ 「ひろがる」～世界に広がる交流拠点となるまち～

【めざすまちの姿（都市像）】

笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市

【基本的な政策】

- 1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）
 - 社会福祉の充実 ○健康の増進と医療体制の充実 ○人権尊重社会の形成
 - 地域コミュニティの活性化 ○健全な消費生活の実現
- 2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）
 - 豊かな人間性の創造 ○個性豊かな文化・芸術の創造と発信 ○スポーツの振興 ○国際化の推進
- 3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）
 - 防災力の向上 ○安全・安心な暮らしの確保
- 4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）
 - 特性を生かした生産業の展開 ○活気ある流通・サービス業の展開
 - 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実 ○魅力ある観光の振興
- 5 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）
 - 快適な都市構造の形成と機能の充実 ○安定した生活基盤の形成
- 6 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）
 - 豊かな自然の保全と緑の創造 ○快適な生活環境の確立

4 にぎわいと 活力あふれる 豊かなまちづくり (産業の振興)

経済を活性化し、企業の経営基盤の強化、農林水産物や工業製品をはじめとする製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することでにぎわいと活力に満ちた豊かなまちづくりを進めます。

4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり (産業の振興)

誘致企業件数	現状値(2015年度実績) 8 件	目標値(2016～2019年度の実績) 28 件
小売商業の年間商品販売額	現状値(2014年度実績) 4,863 億円	目標値(2019年度見込) 5,000 億円
観光入込客数	現状値(2014年度実績) 3,437,002 人	目標値(2019年度見込) 4,600,000 人

(2) 大分市都市計画マスタープラン

【計画期間】平成 22 (2010) 年～平成 42 (2030) 年

【所 管 課】都市計画課

【将来都市像】ともに築く 希望あふれる 元気都市

【基本理念】

- 一人ひとりが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり
- 思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり
- 安心・安全に暮らせるまちづくり
- 人と自然が共生するまちづくり
- にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり
- 快適な生活を支えるまちづくり

【都市づくりの基本方針】

- 県都にふさわしい広域都心の形成
- 都市の産業や生活を支える交通体系の確立
- 都市生活を豊かにする安全・快適な住環境と地区拠点を中心としたコンパクトな都市づくり
- 都市の個性と風格を醸成し集客力を高める都市の魅力創出
- 人と自然とが共生できる豊かな自然環境の保全・活用と身近な緑、水辺の再生
- 産学官民が協働して参画する都市づくりの推進

【将来都市構造】

○広域都心

b. 広域都心を形成する他の拠点

(a) 西大分湾岸交流拠点

大分港西大分地区及びその周辺地区については、西大分湾岸交流拠点と位置づけ、海の玄関口として港湾機能や交通結節機能、交流機能の強化とともに、良好な景観の創出を図ります。

○土地利用特性

i. 森林環境保全ゾーン

高崎山、霊山、本宮山、天面山、九六位山、樅木山及び鎧ヶ岳を中心とする山地並びに丘陵地については、緑豊かな自然環境の保全に努めます。

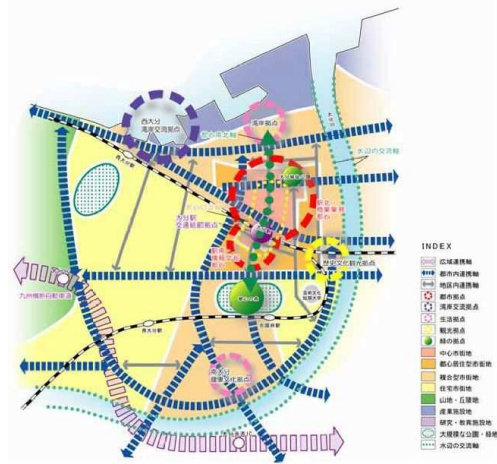
j. 湾岸レジャーゾーン

美しい別府湾に面した親水空間である高崎山・田ノ浦海岸線については、市民が海と接し憩える湾岸レジャーゾーンとして、また、別大国道を中心に海・山が一体となった風景街道として整備・保全を行い、にぎわいの創出を図ります。

■ 将来都市構造図



■広域都心構造図



《大分地区地区別構想見直し版》

【地区別構想（大分地区）】

まちづくりの目標：「緑あふれる広域都心の形成」

まちづくりの方針：（１）土地利用・市街地整備

- ・大分港西大分地区において、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化や、良好な景観の創出による西大分湾岸交流拠点の形成を図ります。
- ・人口減少の著しい神崎小学校区内の既存集落では、地域コミュニティの維持、形成を図るため、都市計画制度を活用し、集落環境の充実を図ります。

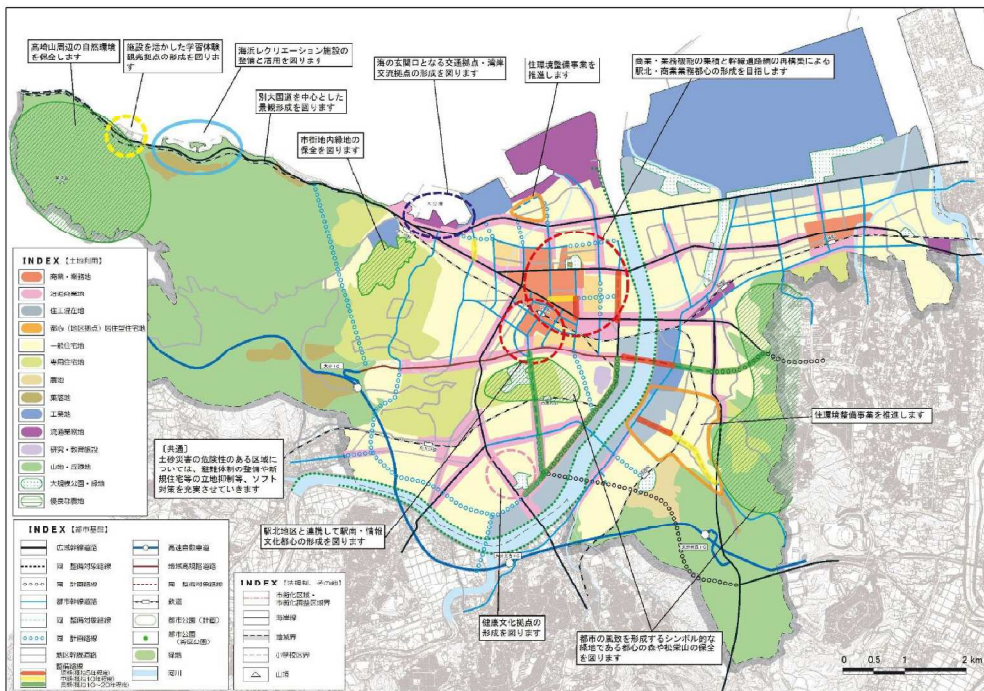
（２）都市施設

- ・公共交通の利便性の向上を図るため、ＪＲ新駅の設置について検討を行います。

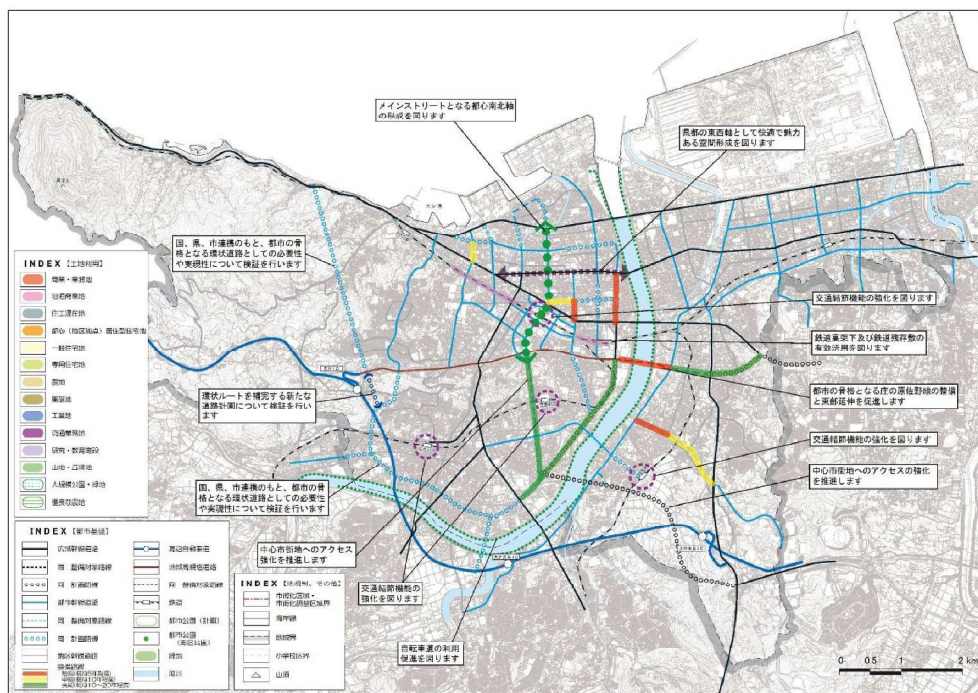
（３）自然環境・都市環境

- ・高崎山周辺の自然環境の保全を図ります。
- ・高崎山、田ノ浦公園から大分港西大分地区では、別府湾に望む美しい海岸線とレクリエーション施設を活かした湾岸レジャーゾーンの形成や良好な景観形成を図ります。

■大分地区のまちづくりの方針図《土地利用》



■大分地区のまちづくりの方針図《都市施設》



【西部海岸地区の将来都市構造】

①湾岸交流拠点の形成

・大分港西大分地区は、大分港発祥の地として古くから港町の歴史を刻んできた経緯があり、現在でも本市の海の玄関口として交通結節機能の強化が進んでいることから、交通拠点の形成を図ります。また、本地区は、市民にとっての貴重な親水空間として利用されており、ウォーターフロントを核として、周辺の魅力施設と連携し、「湾岸交流拠点」としてにぎわい空間を創出します。

- (a. 創造・表現地区) 既存施設を活かしながら、仕組みや仕掛けを再構築して、創造的で個性のある親水性の高い景観を創出します。
- (b. 元気回復地区) 別府湾を一望できる視点場として、自由でゆったりとした時間を過ごすことができるような仕組みを構築するとともに、賑わい創出のためのオープンスペースの確保を図ります。
- (c. 歴史継承地区) 大分港発祥の地を感じさせる歴史的資源を活用し、地域の歴史を体感できるような趣のある街並みの形成を図ります。

②湾岸レジャーゾーンの形成

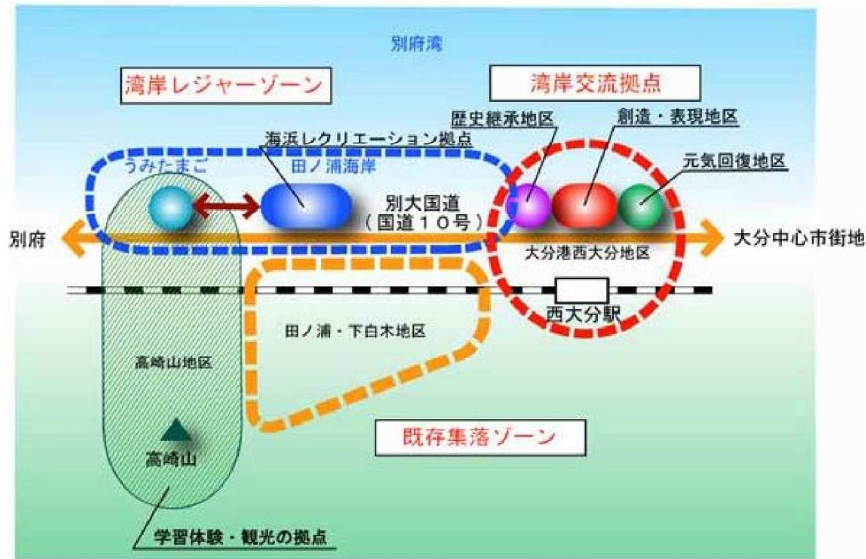
観光資源や海浜を利用したレクリエーションの場を提供することにより市民が海と接し、憩える空間を創出します。

- (a. 海浜レクリエーション拠点) 田ノ浦海岸は、市街地に近い海水浴のできるウォーターフロントであるため海浜レクリエーション拠点として位置づけ、自然環境と調和した空間の保全に努めます。
- (b. 学習体験・観光の拠点) 高崎山地区は、集客性の高い大分マリンパレス水族館（うみたまご）、高崎山自然動物園があることから、自然環境と調和した学習体験・観光拠点の形成を図ります。

③既存集落ゾーン

田ノ浦、下白木地区は、市街化調整区域であることから、地域コミュニティの維持を図るとともに、自然環境と調和した空間の保全に努めます。

■西部海岸地区のまちづくり方針図



【西部海岸地区のまちづくりの方針】

①大分港西大分地区

大分港西大分地区においては、かんたん海気浴（海の気を浴び人間力の回復）をコンセプトとして、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化と歴史文化を大切にしたい調和の取れた景観形成に引き続き取り組み、交通結節機能が充実し、景観に配慮した交流拠点の形成を進めます。

a. ターミナル機能を中心とした拠点整備

○JR 大分駅から1つ目の駅である西大分駅は、大分港（西大分地区）の玄関口の旅客駅として、また、住民のための公共交通機関の主要施設としてターミナル機能の向上を図り、地域の交通拠点の整備を図ります。

○柞原神社やかんたん地区などの歴史、文化を活かし、景観に配慮したまちづくりを推進します。

b. 西大分駅と港を拠点とした交流拠点の整備

○JR 西大分駅と大分港を結ぶ動線と広域交通軸である国道10号の交差する点であるため、広域と区域内の動線が交わる交流の場の拠点として整備を図ります。

○交流拠点の整備により、JR 西大分駅との連携の強化を図り、地元商店街の活性化を目指します。

c. 大分港（西大分地区）の玄関口としての拠点整備

○大分港（西大分地区）は、湾岸交流拠点として位置付けることにより、親水性のある大分港ベイエリアとして、人の集客による地域の活性化と市民生活の向上を図ります。

○時間が消費できる豊かさのスポットとして、その玄関口にふさわしい拠点としての整備を図ります。

②田ノ浦海岸地区

市街地に近い海水浴場を有する田ノ浦海岸地区は、海浜レクリエーション拠点としての整備・活用を図ります。

a. 海浜部

○海浜部は、にぎわい空間を創出し、親水性ある海浜レクリエーション拠点の整備を図ります。

○田ノ浦公園は適切な維持・保全に努めます。

○繁忙期の交通渋滞に対応するため、公共交通の利便性の向上を図ります。

③高崎山地区

高崎山地区は、集客性が高い観光施設が集積しており、観光資源を活かした学習・体験・観光の拠点として形成を図ります。

a. 海岸部

○海岸部は、大分マリンパレス水族館（うみたまご）を中心とした学習・観光拠点の形成を図ります。

b. 山側部

○国道10号(別大道路)の拡幅改良によって生じた未利用地は、有効活用について検討します。

○高崎山自然動物園は、大分マリンパレス水族館（うみたまご）との連携を図り、回遊性を高め観光振興に努めます。

○繁忙期の交通渋滞に対応するため、公共交通の利便性の向上を図ります。

④田ノ浦・下白木地区

○人口減少の著しい田ノ浦や下白木地区では地域コミュニティの維持、形成を図るため、都市計画制度を活用し、集落環境の充実を図ります。

(3) 大分市観光戦略プラン

【計画期間】 平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度
【所 管 課】 観光課
【基本理念】 本市の最上位計画である「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン 2024）」第 4 部「にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり」の第 4 章「魅力ある観光の振興」にて策定した基本方針を本プランの基本理念とします。 ■「魅力ある観光の振興」の基本方針 本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。 また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し新たな魅力の創出に努めます。 こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。
【7つの基本方針と基本施策】 基本方針 1 地域資源を活用した観光振興の推進 ○高崎山エリアの魅力を活かす ○食を活かす ○歴史を活かす ○文化・芸術を活かす ○自然・景観・温泉を活かす ○産業を活かす ○スポーツを活かす ○まつり・イベントを活かす 基本方針 2 戦略的な広域観光の推進 ○広域連携による誘客の推進 基本方針 3 インバウンド観光の推進 ○訪日外国人旅行者の誘客に向けた仕組みづくり ○国際大会開催へ向けた取組の強化 基本方針 4 MICE・都市型観光の推進 ○MICE誘致活動の強化 ○都市型観光の強化 基本方針 5 効果的な情報戦略 ○戦略的な情報発信 ○プロモーションの実施 基本方針 6 受入環境整備の推進 ○受入環境の整備 基本方針 7 観光戦略を推進する体制づくり ○体制強化に向けた取組
【基本方針 1 地域資源を活用した観光振興の推進】 基本施策（1）高崎山エリアの魅力を活かす：西大分エリアの魅力向上と他の観光地との連携 ①高崎山エリアの魅力向上 高崎山エリアにおいては、高崎山自然動物園のバリアフリー化などを進め、利用者にやさしい施設を目指すとともに、水族館「うみたまご」と連携して創意工夫を施したイベント等を充実するなど、本市の代表的観光地としてさらなる魅力の向上を図ります。 また、多言語対応を進めるなど外国人旅行者に対する受入態勢を充実させ、本市を代表する観光地としてふさわしい魅力ある空間づくりを行います。 ②西大分エリアの魅力向上と他の観光地との連携 高崎山エリアを含む田ノ浦ビーチ、かんたん港園など西大分エリア内のアクセスの向上に向けての検討を行います。 また、西大分エリア内における観光施設等と連携した取組を進め、エリア全体を盛り上げるイベント等を実施します。 さらに、同エリアから市内中心部や市内各地の観光スポットにも旅行者に周遊させるための取組を行います。

【重点戦略（リーディングプロジェクト）】

高崎山を中心とした西大分エリアへのさらなる誘客と市内全域への周遊を促進します！

～西大分エリア魅力創造推進プロジェクト～

西大分エリアは、高崎山自然動物園と水族館「うみたまご」など本市を代表する観光地に加え、別大国道海岸沿いの景観が美しい田ノ浦ビーチやサイクリングロードなど大分の魅力が凝縮し、国内有数の観光地である別府市とも近接する観光地としてのポテンシャルが高いエリアです。

こうしたことから、同エリアの観光資源を見直し、インバウンド対策も含めた受入態勢及び二次交通の充実、観光客の滞在時間を延ばすための手法等を検討し、誘客促進に取り組むとともに、同エリアに呼び込んだ観光客を市内中心部及び市内各地の観光スポットへ周遊させる仕組みづくりを行います。

プロジェクトのねらい：「西大分エリアの魅力の磨き上げ及び市内各地の観光スポットへの周遊促進」

西大分エリアを本市を代表する観光地と位置付け、同エリアに多くの観光客を呼び込み、長く滞在してもらう仕組みを作る。そして、同エリアに呼び込んだ観光客を市内中心部及び市内各地の観光スポットへ周遊させる。

ターゲット：国内観光客（主にファミリー層）、インバウンド、別府・湯布院来訪者、スポーツ愛好者等

西大分エリアの強み：①大分市を代表する観光地がある

- ②美しい景観とそれを楽しめるサイクリングコースがある
- ③観光客・大型バス等の受入キャパシティが大きい など

西大分エリアの弱み：①空港など主要交通結節点からのアクセスが悪い

- ②同エリアでの滞在時間を長くする仕組みがない
- ③インバウンド対応が不十分である など

■推進のイメージ



■活動指標

2019（平成 31）年度までに観光入込客数を 4,600 千人（年）にする。（「大分市総合計画」目標値）

(4) 大分市農林水産業振興基本計画

<p>【計画期間】平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度</p> <p>【所 管 課】農政課</p>
<p>【農林水産業を支える3つの視点】</p> <p>「人づくり」: 農山漁村の持続的な生産活動や維持・保全を進める上で最も重要な役割を担うさまざまな「人」とその「人づくり」を支援します。⇒「将来の農林水産業を支える人づくり」</p> <p>「ものづくり」: 高い生産性と消費者ニーズに対応した特色ある農林水産物や加工品づくり、環境と調和した農林水産業のあり方、地産地消等を推進します。⇒「信頼され魅力あふれるものづくり」</p> <p>「地域づくり」: 生産性が高く効率のよい農林水産業の生産基盤の整備や多面的機能の維持・発揮、地域資源を生かした都市と農山漁村の交流等を図ります。⇒「特性を生かした活力ある地域づくり」</p> <p>【計画の目標像】</p> <p>将来に夢と希望があふれ、持続力ある農林水産業の創造</p>
<p>【基本方針】 1 将来の農林水産業を支える人づくり</p> <p>■重点推進項目</p> <p>○農林水産業における新規就業者等新たな担い手の確保・育成 ○集落営農組織の育成</p> <p>(1) 多様な担い手の確保・育成</p> <p>○農林水産業者の所得向上、労働時間の削減などに向けた経営改善や経営安定対策の推進</p> <p>○地域農業をけん引する集落営農組織の育成</p> <p>○新規就業者や他産業から参入する企業など新たな担い手の確保・育成</p> <p>○将来の農林水産業を担う青年・後継者や農林水産業を支える高齢者・女性の活動支援</p> <p>○自然災害等の緊急時や想定外の事態における経営の安定化に向けた支援</p> <p>(2) 「食」や「くらし」と農林水産業の理解の促進</p> <p>○「食」や「くらし」の農林水産業とのつながりについて、正しい認識や理解と関心を深めてもらうための取組の推進</p> <p>○農林水産業が有する多面的機能に対する市民の広い理解や意識の醸成</p>
<p>【基本方針】 2 信頼され魅力あふれるものづくり</p> <p>■重点推進項目</p> <p>○重点推進品目の生産拡大 ○先進技術を駆使した大規模園芸団地の建設による産地の拡大</p> <p>○農林水産物の6次産業化・ブランド化 ○地産地消の取組強化 ○地域材（市産材の利活用）</p> <p>○水産業における新たな増殖・養殖業の取組</p> <p>(1) ニーズに即した生産・供給体制の整備</p> <p>○重点推進品目を中心とした生産拡大や省力化・低コスト化による産地間競争力の強化</p> <p>○安全・安心な農林水産物供給体制の強化 ○災害に強い栽培施設整備の推進</p> <p>○栽培技術の向上や先進技術導入等による高品質・安定生産の推進</p> <p>○適正な造林・育林の促進及び木材の生産拡大の推進 ○水産資源の保全と安定した漁業生産の推進</p> <p>(2) 安全で環境に配慮した農林水産業の振興</p> <p>○生産から出荷において発生するさまざまなリスクや環境負荷の低減による安全で環境に配慮した農林水産業の推進</p> <p>(3) 市産農林水産物の利用・流通拡大の推進</p> <p>○市産農林水産物の地元消費の拡大及び新たな販路確保の推進</p> <p>○6次産業化や農商工連携による加工品開発の推進</p> <p>○消費者ニーズに対応した農林水産物のブランド化の推進</p>

【基本方針】 3 特性を生かした活力ある地域づくり

■重点推進項目

- 生産基盤の整備
- 担い手への農地集積
- 有害鳥獣の被害軽減対策

(1) 農山漁村環境の整備と維持管理

- 農山漁村における地域の抱える課題解決に向けた効率的な作業による生産性の向上と防災機能を有する生産基盤の整備推進

- 農山漁村の豊かな自然環境や美しい景観の保全と快適な生活環境の確保

(2) 優良農地等の保全と効率的利用の促進

- 農業振興地域整備計画に定める優良農地の確保と農地の適正利用の推進

- 農地の有効活用による地域の担い手の経営安定や遊休農地の発生防止

(3) 都市との交流による農山漁村の活性化

- 魅力ある地域資源を活用した都市住民と農林水産業者との交流による農山漁村の活性化

- 農林水産業と観光産業の連携による地域の活性化

(4) 多面的機能の維持発揮

- 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成、災害の発生防止、伝統文化の継承などの多面的機能の維持・発揮

(5) 有害鳥獣被害対策

- 有害鳥獣による農林水産物や地域住民に対する被害対策の推進

- 周辺自治体との連携による効果的・効率的な有害鳥獣被害対策の強化

- 野生鳥獣の肉(ジビエ)の普及と啓発の促進

(5) 大分市景観計画

【計画策定】平成22(2010)年10月(改正)

【所管課】都市計画課

【景観形成方針の4つの視点】

① “みどりの背景”の保全

本市の景観は、丘陵の緑と山並みの緑を背に海側に開くかたちをなしております。景観計画では、この景観を市固有の景観モデルと位置づけ、丘陵や山並みへと向かう眺望を尊重するとともに、丘陵斜面の緑や山並みの緑の保全に努めます。

②河川軸を活かした景観形成

扇状地である大分平野や道路・鉄道網など、本市の骨格の構成要素の多くは、市域を縦断する大分川や大野川に沿って発展してきました。こうした背景を踏まえ、景観計画では河川軸を景観形成の上で重要な軸線と位置づけ、河川空間及び河川に関わる景観の形成を図ります。

③シークエンス景観を意識した景観の形成

道路や鉄道は、市民生活に供する基盤施設であると同時に、市内を巡るシークエンス景観における視点移動ルートです。景観計画では、市内の様々な景観が、車や鉄道などの移動に伴って得られるものである点を意識し、移動ルートからの“見え方”や連続性に配慮した景観の形成に努めます。

④固有の景観をつくる/まもる/はぐくむ

これまで本市では、魅力的な景観資源を数多く備えながら、それぞれの扱いは個別的な取組みに終始し、或いは特に意識して保全されることなく現在に至っています。今回の景観計画策定を機に、市内外の意見を踏まえて本市固有の景観資源を把握し、これらを「つくる」「まもる」「はぐくむ」ことで地域を代表する景観となるよう、拠点的な施策に取組みます。

◇人的資源の確保と地域生活との協働

景観の保全・形成は、良好な風景を美しい・心地よいと感じることに因ります。本市の景観づくりを行うには、まず景観に対する意識の醸成、人的資源の確保が不可欠です。また、誰もが気軽に参加できる活動（美化活動など）をとおして身近な景観の形成・保全に関わりうる素地が必要です。

【景観形成の目標】

1. 良好な自然景観の保全

本市の景観は、良好な自然的景観要素によってその質が保たれている現状にあります。

野津原・佐賀関地域など郊外に広がる良好な自然景観や農村・漁村景観、市街地周辺の丘陵・斜面に残る緑等、すでにある良好な自然景観の保全を図ります。

2. 景観骨格・景観ネットワークの構築

景観形成の取組みを全市一丸となって推進していくためには、本市の景観イメージを共有のものとして市の内外に発信する必要があります。本市の顔となる景観形成を積極的に図る拠点と、また市境を成す山並みへの市民が認める視点場からの眺望景観の保全、市域を結ぶ交通路等沿線及び周辺地域の景観整備を通じ、本市の良好な景観イメージの明確化を図ります。

3. 自然景観と調和した風格あるまちなみづくり

自然景観が市の内外から一定の評価を受けている一方で、市街地は評価が低い状況にあります。良好な自然景観に囲まれた県都として魅力の向上を図り、そこに暮らす人々が協働し、豊かに暮らせる風格あるまちなみの形成を目指します。

【景観形成の方針】

○自然景観の保全

本市の全域に広がる良好な自然景観の保全に取り組みます。自然景観の中でも、特に本市の特徴を担う緑の景観の保全を積極的に行います。緑量の確保だけでなく、平地部（景観連携軸や視点場など）からの眺望を意識した保全施策に取り組みます。

○眺望景観の確保

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。

○沿道及び鉄道沿線等の景観の保全・形成

市民及び来訪者の視線に触れる機会が多いという点で公共性が高く、市域内外の景観拠点を結ぶことになる交通路沿線や、サイクリングロード・公園・緑地・遊歩道、文化交流施設などの周辺での良好な景観形成を誘導し、またそれら街路や施設そのものの景観整備に取り組みます。

○本市のシンボルとなる景観づくり

歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組みます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図ります。

○身近な景観の保全・形成

地区に暮らす市民の発意や協力を得て、市街地に接する山林の保全、農山村漁村の伝統的な集落形態の継承、住宅地内の環境美化、中心市街地の賑わい整備など、地区ごとの特長をいかした景観の保全・形成に取り組みます。また、そのような身近な景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動を推進・支援していきます。

【リーディングプロジェクト（重点地区）の取り組み】

○西大分港周辺地区 取り組みの方針

西大分ウォーターフロントを核として、後背の西大分丘陵や別大海岸の魅力施設と連携し、魅力的な賑わい拠点の形成を図る。

2. 西大分港周辺地区



【※大分市景観形成ガイドライン】

市域を市街化の状況、自然的条件などの特性に基づいて、次の8つのエリアに分類し、エリアごとに景観形成基準を定めます。

○市街地エリア

商業・業務関連施設、工場などの立地がみられる地区や住宅団地などの住宅地、またはこれらの混在地区として市街地を形成しています。

大分都市計画区域の市街化区域及び佐賀関港周辺、野津原地区北部に位置しています。

○市街地保全エリア

市街地の丘陵地を中心として、緑地空間が豊かで、住宅開発の進行している地区ですが、良好な自然環境と風致の保全のために緑地保全が必要な地区です。

○自然景観保全エリア

山林・樹林地によって構成され、まとまりのある緑地、周辺からの視野に入り眺望点ともなる山林等です。

自然景観の保全が必要な地区です。

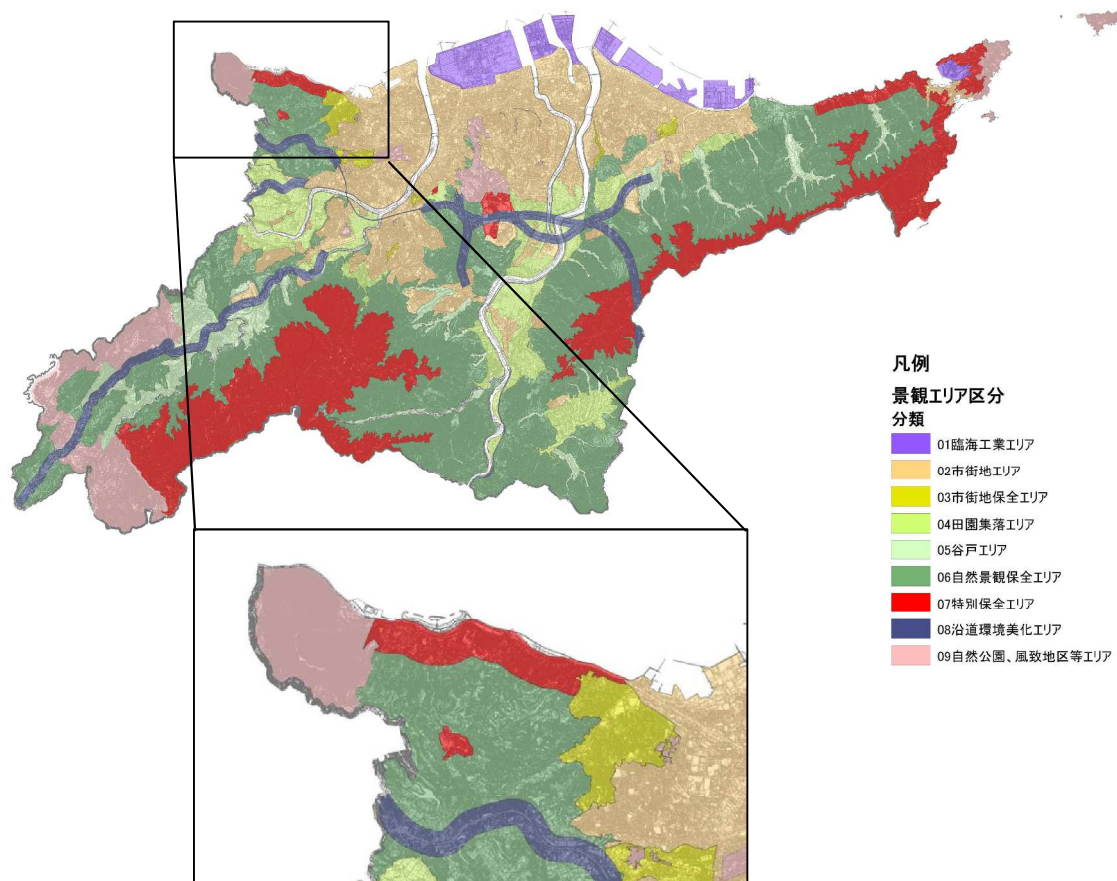
○特別保全エリア

山林・樹林地及び丘陵市街地の中で、緑地のまとまりがあり、開発の進行などにより消失するおそれがある緑地です。

○自然公園・風致地区等エリア

自然公園法、風致地区内における建築物の規制に関する条例等により、許可や届出が必要となる地域です。

■景観エリア区分図



■届出対象行為一覧

届出対象行為一覧表	
規制対象行為	届出対象とする範囲
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域における建築行為で高さ、20m以上または延床面積3,000㎡以上 市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10m以上、または延床面積500㎡以上 「沿道景観美化地区」で、高さが13m又は建築面積500㎡以上
工作物	建造物 「沿道景観美化地区」で、高さが13m以上の工作物その他の区域で ・塔状の工作物で、高さ15m以上 ・遊戯施設などで、高さ10m以上又は築造面積500㎡以上 ・製造施設・貯蔵施設・処理施設などで、高さ10m又は築造面積500㎡以上
	構造物 ・擁壁などで、高さ5m以上 ・橋・トンネル・堤防などで長さ20m以上、または高さ5m以上
特定照明	上記の届出対象となる規模を持つ建築物および工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設および色彩等の照明方式の変更
屋外における物品の堆積	「沿道景観美化地区」で面積規模100㎡以上または堆積の高さ2m以上 その他の区域で、敷地内の合計が堆積規模500㎡以上または堆積の高さ4m以上
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内： 届出対象外 市街化調整区域内： 1,000㎡以上 非線引き都市計画区域内： 3,000㎡以上 都市計画区域外： 3,000㎡以上
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 全市共通 採取面積3,000㎡以上または5m以上の法面を生じるもの
その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 全市共通 変更面積3,000㎡以上または5m以上の法面を生じるもの
木竹の伐採	皆伐によって行われる木竹の伐採

※沿道景観美化地区とは、九州横断自動車道など指定している路線で道路区域から20mの範囲

■エリア別景観形成基準（一部）

エリア名称 項目	臨海工業 エリア	市街地 エリア	市街地保全 エリア	田園集落 エリア	谷戸 エリア	自然景観保全 エリア	特別保全 エリア	沿道景観 美化エリア
建築物等に関する事項	建築物の高さの制限		15m以下	20m以下	15m以下	10m以下	道路が通る各エリアの景観形成基準による。	眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。
	形態・意匠の制限	建築物の屋根、外壁その他外部から見える部分については、文節化を図るなど配慮を行う。	1. 建築物の屋根、外壁その他外部から見える部分については、文節化を図るなど配慮を行う。 2. 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建築設備は、囲いを施す等見えない構造とする。	1. 建築物の屋根、外壁その他外部から見える部分については、周囲の自然と調和した色調、デザインとする。 2. 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建築設備は、囲いを施す等直接見えない構造とする。	敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するように努める。	敷地の周囲には植栽や生け垣を設置する。		
	外構・緑化							
工作物に関する事項	工作物の高さの制限		電波塔、記念塔、給水槽、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下	電波塔、記念塔、給水槽、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下	電波塔、記念塔、給水槽、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下	電波塔、記念塔、給水槽、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下	眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。	
	配置及び形状	1. 工作物の規模が大きく巨大な壁面を生じる場合には、威圧感を軽減する形状や配置を行う。 2. 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなど工夫を行う。	1. 工作物の規模が大きく巨大な壁面を生じる場合には、威圧感を軽減する形状や配置を行う。 2. 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなど工夫を行う。 3. 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとす。	擁壁の高さは、5m以下 壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りではない。				
	素材・意匠・色彩	周囲と調和した色彩とし、突出した色彩は使用しない。	周囲を調和した色彩とする。	周囲と調和した色彩とし、突出した色彩は使用しない。	周囲の緑と調和した色彩とし、突出した色彩は使用しない。			

(6) 大分市地域公共交通網形成計画

【計画策定】平成29(2017)年4月

【所管課】都市交通対策課

【基本理念】

市民・交通事業者・行政が連携し、だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークの構築を目指す。

【地域公共交通の基本方針】

(1) 利用者のニーズに合った効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築

- ・既存の鉄道ネットワークを有効活用するため、利用者のニーズに対応したダイヤの改善や新駅設置の可能性について検討します。

- ・自動運転などの新しい交通システム導入の必要性について検討を行います。

(2) 風格とにぎわいのある都市拠点と地域の特性を生かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を支える公共交通ネットワークの構築

(3) すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できる公共交通の維持・活性化

(4) だれもが分かりやすく利用しやすい公共交通の環境整備

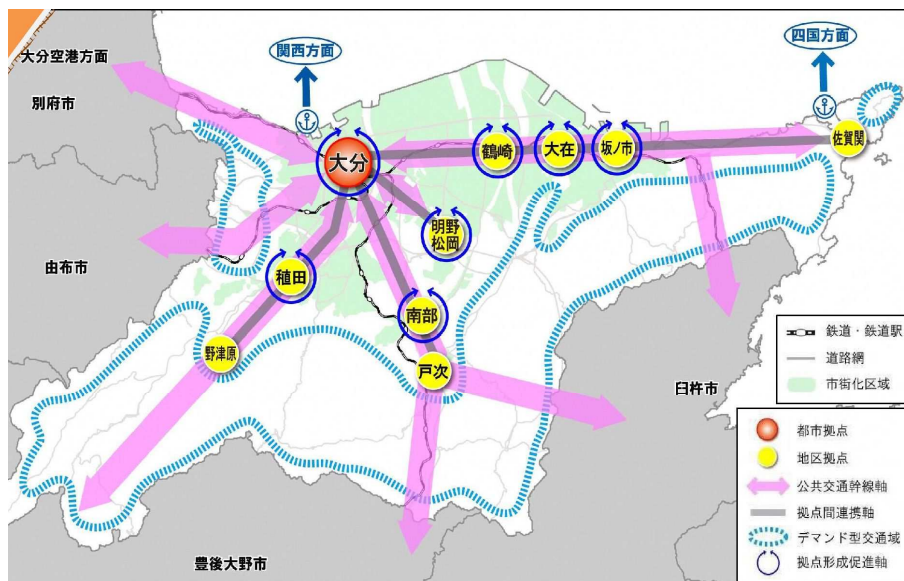
(5) 来訪者や外国人旅行者に対する公共交通の受入環境整備の推進

- ・観光需要の拡大に繋がるような、新駅設置の可能性を含めた新しい交通結節機能について検討します。

■本市の地域公共交通のあるべき姿

【公共交通にかかる都市施設の方針等】

- ・大分地区：公共交通の利便性の向上を図るため、JR新駅の設置検討



【計画の目標】

■公共交通の利用促進

■通勤における公共交通の利用促進および運行効率化

■交通結節機能の強化

■公共交通のバリアフリー促進

■観光客数の増加